

- (2) 次に、防衛省作成に係る１２月２１日付け「『特別秘密に関する法律案（仮称）』（指定権関連）について」（別紙２参照）に関し、後日文書で回答することを前提に質疑応答を行ったところ、その概要のうち主要な点は以下のとおり。

- 現行の防衛秘密制度においては、防衛大臣が防衛上特に秘匿することが必要な事項を防衛秘密に指定することになっており、他の行政機関の長は指定できない。現在の条文案は、他の行政機関の長が防衛に関する事項を指定することを想定しているのか。（内閣官房が指定することが想定される。）防衛に関する事項は、防衛省が所掌する事務である以上、秘匿性を判断できるのは防衛大臣だけではないか。（内閣官房以外の行政機関については、防衛に関する事項の秘匿性を判断することは困難であり、防衛大臣の判断を仰ぐ必要があると考えられる。他方、内閣官房については、内閣の重要政策に関する各種事務に防衛に関する事項も含まれ得る以上、そうした事務に伴い作成された情報の秘匿性を内閣官房が判断することは可能と考える。）内閣官房を含め他の行政機関が防衛に関する事項を特別秘密に指定できることについては、違和感を禁じ得ない。内閣官房が特別秘密として指定することが予定されるのであれば、内閣官房が所掌する事務に関する事項を別表に追加する方法もあるのではないか。（これまでの検討において、内閣官房が秘匿する必要があると考える事項は１号から３号に包含されており、新たな号を追加する必要があるとは考えていない。）
- 現在の防衛秘密制度には、他の行政機関との指定の調整が想定されておらず、防衛大臣による防衛秘密の指定が他の行政機関との関係で制約されることはないが、第五条の規定が追加されることによって、防衛大臣が今までのように防衛に関する事項を独自の判断で指定できなくなるのか。（今まで指定することが可能であったものが不可能になるとは考えていない。）

以上

(別紙1)

防衛省への質問事項

- 防衛省内部において、防衛秘密を知得して取り扱うものの、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」(以下「取扱業務者」という。)には該当しない者は存在するのか。
- (存在する場合) それは具体的にどのような者か。
- (存在する場合) 取扱業務者に当たるか否かの線引きは、具体的にどのようにしているのか。
- 防衛省外の者に防衛秘密を提供する場合、「取扱いの業務を行わせる」場合には当たらないとして、自衛隊法第96条の2第3項の規定によらずに提供する例は実際にあるのか。
- (例がある場合) それは具体的にどのような例か。
- (例がある場合) 「取扱いの業務を行わせる」場合に当たるか否かの線引きは、具体的にどのようにしているのか。
- その他関連事項

(別紙2)

平成23年12月21日
防衛省調査課情報保全企画室

内閣官房内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権関連）について

標記について、以下のとおり、質問等を提出します。

なお、以下の質問等に対する回答の内容によっては、再質問等を提出させていただく場合があることを申し添えさせていただきます。

1 第3条及び第5条関係

ア 「当該行政機関についての別表各号に該当する事項」の趣旨如何。防衛に関する事項について、防衛省以外の行政機関についての防衛に関する事項に該当するものとして、具体的にどのようなものを念頭に置いているのか。

イ 「当該行政機関についての」の趣旨如何。第5条第1項の「他の行政機関との共有に係る事項」については、「当該行政機関についての」ではないということか。

ウ 防衛省についての防衛に関する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものについて、第3条第1項に基づき、防衛大臣が特別秘密として指定した効果は、防衛省以外の行政機関（政府全体）にも及ぶものと解するが、その効果は、同条第2項第2号に基づき通知により指定した場合も同様か。

エ 防衛大臣は、防衛に関する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものについて、これを特別秘密に指定した後、必要があれば、第6条第1項の規定に基づき、「政令で定めるところ」により、必要な協議（現行自衛隊法施行令第113条の4に規定するようなもの）を行って、他の行政機関の職員にこれの取扱いの業務を行わせることができると考えているところ。

他方、第5条の規定は、当初、貴室から説明があったように、既に共有されている情報を特別秘密に指定する場合、あるいは、他の行政機関から受領した情報について、受領した情報機関の判断で別表の事項に触れるようなものを特別秘密に指定する場合について、必要な調整を行うための規定であると理解している。

したがって、防衛省が他の行政機関との間で共有することを予定していない情報を特別秘密に指定する場合や、これから共有しようとする情報であっても、防衛省につ

いての「防衛」に関する事項を特別秘密に指定する場合であれば、第5条第1項の規定による意見聴取によらずとも、第3条の規定により、防衛大臣が指定権を行使できると考えている。この理解については、現時点においても、変更ないものと理解してよい（本法制においては、現行の防衛秘密制度を取り込むものと承知しているが、当方としては、防衛省として、従来であれば防衛秘密に指定すべき事項について、本法制に伴う各省からの意見聴取等により、その指定が困難となれば、結果として、現行の防衛秘密の保全水準の低下につながりかねないことから、少なくとも、現行の防衛秘密の指定の要領が維持されない限り、防衛秘密制度の本法制への取り込みには納得できかねる。）。

オ 特別秘密の指定に当たっては、例えば、防衛省から外務省に提供した防衛に関する情報（防衛省としては、これを同法案別表の第1号に照らし、「特別秘密（仮称）」に該当しないとの判断を行った後、提供している情報）について、それを受けた外務省が、別表の第1号に照らし、「特別秘密（仮称）」に当たると主張する余地もあると考えられるところ。この場合、「防衛上、特に秘匿の必要があるもの」の判断を防衛大臣以外の行政機関の長が行うことが、各行政機関の所掌事務上可能なのか。また、例えば、「外務省についての防衛に関する事項であって、自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究」と当てはめた場合、具体的にいかなるものを特別秘密として指定することが想定されるのか。

カ 内閣官房がある事項を特別秘密に指定するに当たっては、およそ当該事項は「共有に係る事項」に該当するものと考えられることから、他の行政機関の長の意見を聴くことになるのか。

キ 「その意見を尊重しなければならない」には、特別の事情のない限りその意見の趣旨に沿って処置することが強く要請されているものと考えられるが、行政機関の長が、「行政機関についての・・・特に秘匿することが必要である」と判断した事項について、他の行政機関の長の意見により秘密に指定する必要性を認めなくなることがあっても良いのか。

また、これが良いということであれば、なぜ、秘匿することが必要と判断されたもの（保護する必要があるもの）について、特別秘密として指定しなくとも良いとの整理ができるのか。

ク 特定行政機関の長の意見を聴き、その意見を尊重した上で、他の行政機関から伝達を受けた事項を特別秘密に指定した場合において、後に、当該事項を共有していた行政機関を絞りきれていなかったことが判明し、特定行政機関以外の行政機関に該当事項が共有されていた場合はどのように取り扱うのか。

ケ 防衛省が特別秘密に該当するとして事項指定した場合について、当該事項指定の後に、他の行政機関が該当事項を入手した段階（アのように外交ルートにより入手したものを含む。）では、それは特別秘密に自動的に指定されると当方は理解しているが、

このような理解でよろしいか。このような理解でよろしければ、これを義務付けるような枠組みをどのように設ける予定か御教示いただきたい。

コ

この
ような経路（外交ルート）で伝達される文書であって、防衛に関する事項であり、防衛大臣が我が国の防衛上秘匿することが必要であると判断したものについて、外務大臣の意見が尊重されることにより特別秘密に指定できないようなこととなると、防衛に関する秘密保全上の懸念が生じ得る。

① 防衛省が外交ルートで防衛に関する情報（別表の第1号ハにのみ該当するもの）を受領した場合、あくまでそれは、所定の（形式的な）外交ルートで伝達されているだけであるため、当該情報に含まれる事項を「共有」しているとは言えないとの理解でよろしいか（つまり、この場合、防衛省は、外務省の意見を尊重せずとも当該情報を特別秘密に指定することができるとの理解でよろしいか。）。

② 防衛省が外交ルートである情報を受領した場合、その情報によっては、別表の第1号ハに該当するとともに、第2号ハにも該当し得ることが考えられるが、この場合、防衛省と外務省のどちらが指定権を行使して、どちらが「特定行政機関」となるのか。

サ 外国政府から伝達される情報（特別秘密に指定されるような事項を含んだもの）のように、当該事項の政府内の共有の範囲について、当然には分からない場合においては、どのような手続を踏むことにより、特別秘密に指定するか否かの判断が政府として行われることを想定しているのか。

シ 同じ情報を2つの省庁が外部から受領した場合、それぞれの省庁が別の事項として指定することは想定されるのか。その場合、一定期間経過後、例えば、外務省は外交上は秘匿の必要がないと判断し、防衛省は引き続き防衛上は秘匿の必要があると判断した場合、どのような取扱いになるのか。

ス 機関Aから機関Bに伝達された事項について、機関Aが事後的に特別秘密に指定する例のように、「後出し」で特別秘密に指定することを認めることは現実的ではない（機関Aは、当該事項を作成又は入手したときに特別秘密に指定するか否かを判断すべきであり、事後的な判断を許容すると、機関Aにおける特別秘密の保全すら適切に行われなくなるおそれがある）と考える。したがって、「後出し」によって、特別秘密に指定されるようなことはないかと理解してよいか。

なお、法の施行時に特定行政機関において既に共有されている事項については、法の公布から施行までの間に調整することとすれば足りる。

※ 行政機関の長は、自ら排他的に保有する事項については、排他的に保有している間に特別秘密に指定することが求められているものであり、一旦他の行政機関に自ら伝達した事項について、後に、“考え直して”特別秘密に指定することを認めると、

考え直すまでの間に適性評価を受けていない者が当該事項を取り扱う可能性を排除できないことから、これを認めるべきではないと考える。なお、これは、その行政機関の内部においても同様である。

2 貴室作成の「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）」について

ア 1（3）において、「制度の複雑化を招く可能性」とは何か。例えば、防衛省についての防衛に関する事項の場合、防衛大臣以外の行政機関の長が指定権を行使することは考えられないことから、むしろ、全ての行政機関の長に指定権を認めることで、かえって手続きが複雑化しているのではないか。

イ 3の説明に「特別秘密に指定しようとする場合、当該情報を保有する他の行政機関への意見聴取、協議及び通知は不可能」とあるが、これは、特別秘密に指定すべきものであっても、共有範囲が当然には分からないような場合については、指定できないこととなるとの理解か。

3 その他

ア 特別管理秘密は特別秘密と特別管理秘密に分かれるのか。

イ 衛星秘密は、どの事項に該当するのか。特別秘密に該当するもの、しないもの（特別管理秘密）があるのか。

ウ 政府統一の秘密制度である以上、各行政機関による実施体制、実施状況、指定された特別秘密の事項等について、内閣官房が把握すべきではないか。